

決戦！？ 2月議会 in 2013

定例議会で議員は一般質問ができます。一般質問とは「市政一般に関する質問」を略した言い方で、議員が市政に関するさまざまな問題について、市長や部長など行政の執行機関に質問することです。一般質問により、市の政策や仕事の進め方の見直し、変更、新たな政策提案を認めてもらう事が目的だと思いい取り組んでいます。4年前から、ライフワークとして、日中、皆さんのお宅を1件ずつ伺い、お困りごとやご意見を伺うようにしています。その際、お困り事として多かったのが、空き家に関する事でした。「知らない人が出入りしたりして怖い。」「空き家の敷地で学生たちがたばこを吸ったりしているみたいで火事になったりしないか心配。」「階段が今にも崩れそうで心配。」等。空き家条例が施行されて3カ月、もつと強力に押し進める手立がある！と思いい、議会で「空き家対策事業」について一般質問を行いました。市川市の「空き家条例」は代執行や命令代行措置等を含む、強力なものであるが、反面、土地所有者の観点から考えると、別の問題点がある。それは、固定資産税の特例措置であり、固定資産税は、家屋を除去して更地にしてしまうと税額が最大で6倍になってしまう。なので、所有者は空き家を解体せずに放置してしまうことが問題の一因になっている。では、どうすれば良いいか。空き家には固定資産税の特例措置の適用を外してしまえば良いいのではないか。現状、国での事例がないのであれば、市川市独自に固定資産税の特例措置を解除するための空き家の定義、認定事務のガイドラインを制定すれば、既存の強力な空き家条例との両輪でより高い効果が発揮できる。という事を提言しました。今回、このタイミングでより推進する手段について意見を共有し、検討・研究を進めていく道筋をつけられた事は大きな意義があつたと自負しています。この件については、今後も空き家バンク(※詳細割愛)等も含めて、動向を注視していきます。みなさんで「今後も住み続けてみたい市川市」を思いい描き、話し合つて下さい。個々人の想いいが集まつていけば、良いい社会、街が形成されていくと信じています。今日も1日、素敵な日を通いこせませすように。気をつけて行つてらっしやいませ！

平成26年7月1日

増田好秀